



中国社会における法的サンクショとコミュニ ティーの再編

河村, 有教

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/13J

(Issue Date)

2006-08

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100065>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/13J
2006年8月

特集: 法的サンクションと非・法的サンクション - 「法動態学」の視点 -
中国社会における法的サンクションと
コミュニティの再編

河村有教

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

中国社会における法的サンクションとコミュニティーの再編

河村 有教

はじめに

一定の状況下において、われわれは一定様式の行動をすることが社会から期待される。われわれは、この役割期待に従って行動し、あるいはそれに違反して行動する。またわれわれをとりまく社会は、その役割期待にもとづいて、われわれの行動に対して、是認、賞賛、非難、嘲笑、抵抗、抑圧、復讐などの反応を示す。人々のこれらの行動とこれに対するこれらの社会的反応との相互作用の過程は、人の役割規定との関連においてサンクションとよばれる。サンクションは、様々に分類されることができ、その形式的な分類の一つに、法的サンクション(legal sanction)と非・法的サンクション(non-legal sanction)の分類がある。法的サンクションというのは、国家による物理的強制力を伴う手段であり、非・法的サンクションは、国家による物理的強制力を伴わない手段で、社会の嘲笑・賞賛・噂話・敵意ある行動・好意ある行動等があげられる。

本ディスカッション・ペーパーは、日本法社会学会 2006 年度研究大会（2006 年 5 月 13 日・14 日、関西学院大学）におけるミニシンポジウム「法的サンクションと非・法的サンクション - 「法動態学」の視点 - 」における「中国社会における法的サンクションとコミュニティーの再編」の報告原稿に報告当日のレジюмеを加えたものである。

本稿では、「中国社会における法的サンクシヨンとコミュニティの再編」を題材に、最近の中国社会における刑事的サンクシヨンの強化の現象について、犯罪の抑止という名のもとに展開される重罰化と犯罪の抑止とがいかなる関係にあるのか、加えて、政府対コミュニティという二項対立的な図式に対して、コミュニティの多様性、ここでは中国の都市におけるコミュニティの特徴を観察し、それと非・法的サンクシヨンとの関わりあいについて検討する。

国家（政府）による法的なサンクシヨンとコミュニティによる非・法的なサンクシヨンとの関係については、両者の補完性が指摘されるが（座主 2006 ほか）、そもそも実際の社会においては、両者、国家とコミュニティとの関係については決して対立軸として語られるものではなく、コミュニティそのものが一方的に国家に呑み込まれてしまうという現象がしばしば起こり得る。太平洋戦争時下における、相互監視体制、連帯責任制度を強調した日本の「隣組」型コミュニティや、治安維持等のために近隣の一定数の家々に隣組を作らせ、連帯責任を負わせる伝統中国における「隣保」については、それ自体が国家の一部に呑み込まれて、プチ国家として機能していたとも言える。本稿では、中国の刑事的サンクシヨン（公的刑罰）の強化とプチ国家としての役割を担う、とりわけ都市におけるコミュニティの再編の連動による、社会世論（「民憤」）という非・法的サンクシヨンのフォーマル化（法的化）の現象についても触れたい。

1 . 刑事的サンクシヨンの強化

まず、中国社会における刑事的サンクシヨンの強化についてみていきたい。これまで、中国の法的サンクシヨンのあり方については、刑事と民事、あるいは刑事と行政との区別が決して白か黒か一義的に決まっているわけではなく、むしろ相互に絡み合って存在していることが一つの特徴として説明されてきた。例えば、犯罪によって一定の権利を害された者が、その損害の賠償を請求する訴訟を刑事訴訟に附帯して提起することが認められている。また、刑罰と行政的サンクシヨンとの関係についても、刑法において、悪性の程度に応じた刑罰以外の対処として、行政処罰あるいは行政処分を行うことができると規定されている。こうした、民事的サンクシヨンと刑罰、あるいは刑罰と行政的サンクシヨンとを組み合わせた中国の秩序形成については、社会一般の人々の紛争認識（「民転刑」、すなわち民事的なものから刑事的なものへ激化する可能性を意識する紛争認識）さらには、「説理と心服」の物語を補完する意味での国家正義の維持という観点から、民事、行政、刑事の各種の手法を組み合わせ、また強制的な手法と説得的な手法とを組み合わせることで社会全体の秩序が護られること（「綜合治理」）から、その特徴の説明がなされてきた（高見澤 1998）。

しかし、文化大革命が収束し、1979年には「民主と法制」の強化が唱えられ、法律が整備されていく一方で、社会の治安が悪化し、犯罪が増加し、1983年には、政府により「嚴打」（イェンダー）＝重大な刑事犯罪活動については法によって迅速に重く厳しく打撃するという政策がとられた。1983年9月、全国人民代表大会常務委員会は、「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者を厳しく処罰することについての決定」、そして「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者について迅速に裁判を行う手続の決定」という二つの決定を打ち出している。その後、1996年と2001年にも、第二の「嚴

打」、第三の「厳打」キャンペーンが打ち出された。記憶に新しい2001年の「厳打」キャンペーンの背景には、北京市に臨する河北省の石家荘や南の江蘇省、その他各地で起きたビル・マンション等の連続爆破事件や殺人、強盗殺人などの凶悪犯罪の増加、そして農村からの流動者らによる都市における犯罪の増加（流串罪）があげられる。

第一回目の「厳打」キャンペーンにおける二つの決定では、前者の「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者を厳しく処罰することについての決定」により、強制猥褻罪、故意傷害ならびに故意傷害致死罪、誘拐罪、銃器・弾薬・爆発物の不法製造・売買・運輸・窃盗・強盗罪、反革命活動に関する罪、女子を勧誘し又は収容して売春をさせる罪（淫行勧誘罪）については、刑法が規定する最高刑期以上の刑に処し、直接死刑に処することができることとされ、それ以後、これらの罪に対して死刑が言い渡されることしばしばみられるようになった。

また、後者の「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者について迅速に裁判を行う手続の決定」により、殺人、強姦、強盗、爆発やその他公共の安全に深刻な危害を及ぼす犯罪者について、（犯罪事実が明らかで証拠が十分、「民憤」が極めて大きい場合は、）例えば、判決を不服とする上訴および抗訴の期限は旧刑事訴訟法では10日とされていたが（第131条）それを3日と改められるなど、迅速に処理するように要求された。「厳打」の最中は、故意殺人事件について言うならば、事件発生から当該被告人の死刑執行まで最短でたったの6日しか有さないことがあったとされる。

1983年の「厳打」キャンペーン（1983年9月～1987年1月）の後、1996年に第二の「厳打」キャンペーン（1996年4月～1997年2月）が行われたが、その翌年の1997年の刑法の全面的改正においても、1983年以降の「厳打」の精神は十分に反映されている。刑事政策の転換については、1979年旧刑法と1997年の現行刑法の比較を通し

ても明らかである。1979年の旧刑法第一条には、「懲罰と寛大を結合する政策」(寛厳相済)とする刑事政策の方針が書かれてあった。しかし、現行刑法では「犯罪を懲罰する」一方向的な態様がうかがわれ、「刑罰をもってすべての犯罪行為と闘い」とある。これを受けて、全国人民代表大会常務委員会を通して成立した24の「決定」と「補充規定」により、特に、死刑罪名が大幅に増加された。具体的には、1979年旧刑法では28の罪名に死刑が規定されていたが、それから68の罪名に死刑が規定されることになった。1983年の9月から始まった第一回目の「厳打」キャンペーンでは、強制猥褻罪、故意傷害ならびに故意傷害致死罪、誘拐罪、銃器・弾薬・爆発物の不法製造・売買・運輸・窃盗・強盗罪、反革命活動に関する罪、女子を勧誘し又は収容して売春をさせる罪(淫行勧誘罪)等の犯罪が主な対象となったが、1996年、そして2001年の「厳打」キャンペーンにおいては、これらの犯罪に加えて、経済犯罪、賄賂・汚職等の犯罪、薬物犯罪、(暴力団組織等による)組織犯罪が「厳打」の対象とされてきている。

日本でも、「凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に対する適正な対処」を立法理由に、2004年12月に「刑法の一部を改正する法律」によって、法定刑の大きな変更が行われ、2005年1月1日から施行された。この重罰化・厳罰化の背景にあるのは、犯罪の「抑止」という名の威嚇刑論であると松宮孝明教授(刑法)は指摘する(松宮2006)。それでは、果たして、刑事的サンクションの強化は、犯罪を抑止あるいは威嚇することにつながるのだろうか。中国社会における重罰化と犯罪の抑止との関係で、興味深いデータがあるので、ここではそれを紹介したい。

1983年の「厳打」の後、1984年、1985年と犯罪率は下降しているが、1986年以後はうなぎのぼりに上昇している。1983年において、犯罪件数は一年に5、60万だった

が、1984年、1985年には40万ほどに下がった。しかし、1986年以降一直線に上がり、1990年には1年に200万ほどになったと北京大学の梁根林(リャン・ゲンリン)助教は紹介している(陳興良主編 2004)。また、最高人民法院の法官でもあり、中国社会科学院、中国人民大学の胡雲騰(フー・ユンタオ)教授も、1983年以降の故意殺人事件数やその量刑の分析から、重罰化による抑止(威嚇)効果は、一定期間においてはあり、実際、1983年の「厳打」の時は、1984年、1985年と減少し、1985年にはほぼ半減しており1996年の「厳打」の時も1997年、1998年と4分の1減少していることを指摘している(胡 2002)。しかし、その分析からは、抑止(威嚇)の効果は、長続きせず、一時的あるいは短期的なものであることもうかがえる。

表1 故意殺人事件数の推移(1983年~2001年)

年代	受入件数	結審数	判決人数
1983	12,703	12,719	13,983
1984	8,016	8,182	8,205
1985	7,939	7,973	7,913
1986	8,817	8,797	8,783
1987	10,532	10,578	10,292
1988	10,455	10,362	9,893
1989	12,054	12,046	11,515
1990	13,999	13,924	13,735
1991	14,296	14,144	13,120
1992	14,209	14,242	13,534
1993	14,209	14,283	13,582
1994	14,115	14,084	13,628
1995	14,445	14,493	13,813
1996	18,601	18,424	17,124
1997	13,101	13,098	14,006
1998	14,213	14,218	14,430
1999	14,849	14,692	15,132
2000	15,861	15,862	15,696
2001	16,056	16,012	17,368

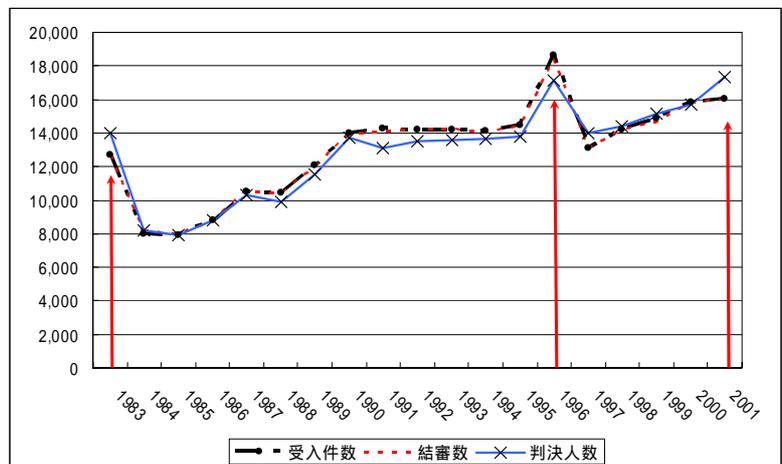


図1 故意殺人事件数の推移と厳打のタイミング

出典：胡雲騰(2002)「中国司法実践中の故意殺人罪研究 - 兼論死刑の特殊威嚇力問題」

2 . 都市における「社区」(コミュニティ)の再編とその強化

刑事的サンクシヨンの強化の一方で、犯罪の抑止にあたって防犯等を目的とするコミュニティの再編の動きがある。わが国でも、犯罪抑止対策の今日的展開の一つとして、警察庁の指導の下、地域住民の力で自主防犯活動を促進、支援する取り組みが企画、立案され、地域住民や防犯ボランティア団体による防犯パトロールの実施等が行われてきている。地域社会がかつて有していた犯罪の抑止機能の低下が問題とされた結果、平成 16 年 11 月 8 日づけで「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について」警察庁の生活安全局長の通達が出され、これまで各都道府県において地域住民による自主的な防犯活動の活性化のための施策が推進されてきている。

次に、中国社会のコミュニティの再編について検討したい。幸いにも、現代中国における権力操作との関係のなかで、民衆による自治、コミュニティとういものの自発性、内発性がどのように成長しているか、島根県立大学の宇野重昭教授を中心とする江蘇省における実態調査プログラムの成果がある。宇野は、中国におけるコミュニティを語る際注意しなければならないこととして、農村のコミュニティと都市のそれとは意識的に区別して論じられなければならないと、そして中国的特徴を有するコミュニティとして把握することの重要性を説く(宇野 2005)。とりわけ農村におけるコミュニティについては、中国を代表する社会学者の費孝通(フェイ・シャオトン)教授により、西洋型のコミュニティとは別のもので検討されてきた(費 1947)。この二つの注意を前提に、今日の中国社会のコミュニティの再編の強化について、以下では検討する。

国家政策として、中国においてはコミュニティの役割・機能を非常に重要視して

きた。中国では「法と国家の死滅理論」という社会主義法制下での理論の下、法ニヒリズムの現象が生まれ、1979年にいたるまで刑法や刑事訴訟法が制定されなかったが、それまでは、とりわけ都市部において、それぞれのコミュニティーによる活動が推奨、展開されてきた。

1949年、中国建国の折、市の人民政府はそれまでの「隣保」(保甲制度)の廃止を明らかにし、「居民委員会」という新たな末端の住民組織を設立した。居民委員会のスタッフは、行政組織が任命したものではなく、すべてその地域の住民から選出されていた。委員会には、主任、副主任、治安維持委員、住民調停委員、衛生委員などが置かれ、主な任務は、党や政府のさまざまな政策や法規を宣伝し、住民の意見と要求を収集して反映させ、治安維持、住民調停、公共衛生、公共事業、文化娯楽、生活保護および消防などの活動を行うことにあった。しかし、やがてこのような居民委員会は、社会に対する国家の強烈な介入の下で、瞬く間に政社合一の都市人民公社化の波に席卷され、「都市人民公社」の下部組織として政社合一の「最末端政権組織」と化したのである(陳 2005)。すなわち、居民委員会の機能は、国家化し、その下で、公安による治安維持活動や必要とされる社会支援活動などを補佐することになった。居民委員会は居住空間を基礎にしたコミュニティーだが、やがて、労働空間を基礎にしたコミュニティーである「単位」(福利共同体)が都市住民管理の基本的な組織形態となり、政府が都市における社会管理を実施するための主要な手段の一つとなり、居民委員会は「単位」制による社会管理を補完するためのものとして存在した。

しかし、改革・開放、そして市場経済の影響を受け、「無単位」社会人集団が増加し、労働空間を基礎に社会を統合するという「単位」制の組織機能は日増しに低下してきている。これにより、1990年代後半以降、都市部を中心に、居住空間を基礎にし

たコミュニティー、「社区」建設が民政事業の一環として進められてきた。1996年3月には、当時の中国共産党総書記である江沢民が「社区建設を強化し、街道弁事処、居民委員会の作用を十分に発揮する」として「社区」建設の推進の考えを打ち出し、2000年11月には、中共中央弁公庁と国務院弁公庁により「全国における都市社区建設の推進に関する民政部の意見」が出されている。社区居民委員会の規模は、以前の（住民の世帯）500～600戸から1500～2000戸へと拡大し、居住者としてはおよそ3500人～4000人を管轄しており、政治統合、公共サービス、民間調停、治安維持、政府協力、民意伝達を重要な任務としている。もっとも、実際においてはそれ以外にも、環境衛生、不動産管理、住民行政事務や困窮者救済、出産管理、料金徴収、人口調査などの活動も行われている（陳 2005）。

このように、都市におけるコミュニティー（「社区」）は、形式的には大衆自治組織とされるが、実質的には「社区」建設以前の居民委員会と大差なく、政府の行政的統治システムの末端組織に過ぎず、都市におけるコミュニティーと政府との間には垂直的な関係がみられる（陳 2005，庄 2005）。これに対して、アメリカの伝統的共同体の概念は、このような（社会福祉サービス提供する）公共の主体としては想定されていない。すなわち、旧来の教会を中心として構築された地域共同体は、本質的には、規範やコミュニケーションの紐帯を強める作用を果たしたが、それは行政の末端機関としてのシステムではない（小野田 2005）。

中国のコミュニティー、「社区」について、もう一点補足しておきたい。これまでは、「社区」をこれまで述べてきたような一連の政策的な民政事業の一環として捉えられ、それ自体権力の浸透に反応し、その補完物という形でしか姿を表さないことが強調されてきた。しかし、最近では、とりわけ農村地域における「社区」の再編過程

に注目し、国家とは無縁の中国における新しいコミュニティが、西洋的なコミュニティとは異なり、中国独特の伝統と論理、そして新しい刺激によって形成されていく可能性を論じる研究者も出てきている（江口 2006）。農村地域におけるコミュニティ論については、先にあげた費孝通（フェイ・シャオトン）教授の研究を参照されたいが、今日、中国の法学界においては、西洋近代法の移植という方法は中国社会において決してそれを根づかせることはできないとして、現存する社会における人々の制度的慣習に着目し、日常生活に根ざすローカルな知および文化的固有性こそが「法治」に不可欠であるとし、農村におけるコミュニティ論との関係で「民間法」や農村における調停（ADR）の研究が注目されている（代表的なものとして、蘇力 1996）。

3．社会世論という非・法的サンクシヨンのフォーマル化

最後に、本稿を通してのまとめをしたい。少なくとも中国の都市部においては、国家による法的サンクシオン（公的刑罰）の強化とプチ国家としての役割を担うコミュニティの再編が連動的関係を成していると考えられる。それにより、社会世論（「民情」）という非・法的サンクシオンがフォーマル化（法的化）して法的サンクシオンと同様の効果を生み出す現象も生じている。具体的には、捜査段階の自白の任意性が争われた暴力団組織のボス劉涌（リユー・ヨン）に対する第一審の死刑判決から第二審の二年の執行猶予付死刑判決への法院の判決の変更をめぐって、「劉涌不死、天理難容（劉涌死なずば、天理が許さない）」、「劉涌必死」との世論が爆発して、強大な世論の圧力の働きにより、（2003年10月8日）最高人民法院が（裁判監督手続により）自ら審理する「提審」に踏み切り、2003年12月18日に再審理が開始、22日には、

死刑判決が下され、同日に劉涌に対する死刑が執行された劉涌事件が有名だが、その事件のように、社会世論が法的サンクシヨンの発動に直接的に働きかけることが中国社会ではしばしば見られる（河村 2005）。

社会の共同性（共同体）の弱まりから、法的サンクシヨン（公的刑罰）によって犯罪者を強く罰する、あるいはとりわけ主に、英米で議論されている Community Service Orders、Community penalty、Community Justice など法的サンクシヨンだけでは十分に抑止力がないためにコミュニティーにその役割を期待する、あるいは修復的司法論の立場から国家、コミュニティー、被害者、加害者の間で双方向的なコミュニケーションを通じての修復的正義の実現を目指す、サンクシヨン論との関係で、コミュニティーはさまざまな形で顔を出している。共同体論は、日本の法社会学界において、またアジア法学界においても、とりわけ注目されてきた。著者自身も、国家権力の影響が弱い中国の農村コミュニティーにおける制度的慣習や紛争処理の仕組みに大きな関心を持っている。しかし、ここでわれわれが注意しなければならないのは、共同体の多様性についての認識である。一口にコミュニティーと言っても、それぞれの国家あるいは社会におけるコミュニティーの性質は大きく異なる。今日の日本社会のコミュニティーと中国社会におけるコミュニティー、そしてアメリカ社会におけるコミュニティー、また中国社会における都市のコミュニティー、農村のコミュニティーはそれぞれに重なる特徴を有しているかもしれないが、決して一様ではない。コミュニティー論とサンクシヨンとの関係において、これまでその点が十分に認識されずに語られてきたのではないだろうか。それぞれのコミュニティーの異同を認識した上で、そのあり方、中身を分析することが今後の法社会学における重要な検討課題になってくると思われる。

参考文献

- ・ 費孝通 (1947) 『生育制度 中国の家族と社会』(横山寛子訳) 東京大学出版会
- ・ 蘇力 (1996) 『法治及其本土資源』 中国：中国政法大学出版社
- ・ 高見澤磨 (1998) 『現代中国の紛争と法』 東京大学出版会
- ・ 陳興良主編(2004) 『中国刑事政策検討 以「嚴打」刑事政策為視角』 中国：中国
檢察出版社
- ・ 宇野重昭 = 鹿錫俊編(2005) 『中国における共同体の再編と内発的自治の試み—江
蘇省における実地調査から』 国際書院
- ・ 江口伸吾 (2006) 『中国農村における社会変動と統治構造 - 改革・開放期の市場経
済化を契機として』 国際書院
- ・ 胡雲騰 (2002) 「中国司法実践中の故意殺人罪研究 - 兼論死刑的特殊威懾力問題」
2002年12月9日, 10日、中国湖南大学国際シンポジウム「死刑問題」における
報告原稿
- ・ 陳文源 (2005) 「無錫市社区居民委員会に関する史的考察」 宇野重昭 = 鹿錫俊編
(2005) 『中国における共同体の再編と内発的自治の試み—江蘇省における実地調
査から』 国際書院
- ・ 庄若江(2005) 「無錫市社区居民委員会選挙の追跡調査」 宇野重昭 = 鹿錫俊編(2005)
『中国における共同体の再編と内発的自治の試み—江蘇省における実地調査か
ら』 国際書院
- ・ 唐燕霞 (2005) 「住民地区と社区建設 - 南京市鎖金四村社区居民委員会の事例を通
して」 宇野重昭 = 鹿錫俊編(2005) 『中国における共同体の再編と内発的自治の試

みー江蘇省における実地調査から』国際書院

- ・ 小野田摂子(2005)「中国の共同体に関する欧米研究の特徴 - ヨーロッパ、アメリカを中心としてみた、民主主義の指標」宇野重昭 = 鹿錫俊編(2005)『中国における共同体の再編と内発的自治の試みー江蘇省における実地調査から』国際書院
- ・ 河村有教(2005)「中国刑事訴訟における裁判監督手続について - 裁判の「確定」という観念はないのか - 」神戸法学雑誌第55巻第2号
- ・ 座主祥伸(2006)「非・法的サンクションから法的サンクションへ：法と経済学のアプローチ」CDAMS ディスカッション・ペーパー
- ・ 松宮孝明(2006)「法定刑引き上げと刑罰論」(特集：刑罰思想の現在と課題 法定刑引き上げの意味するもの)法律時報78巻3号

中国社会における法的サンクシオンとコミュニティーの再編

河村 有教(神戸大学)

はじめに

国家(政府)とコミュニティーとの関係

- ・ 太平洋戦争時下における日本の「隣組」型コミュニティー
- ・ 伝統中国における「隣保」

国家(政府)による刑事的サンクシオンの強化と「社区」(コミュニティー)再編の強化

刑事的サンクシオンの強化

1. 従来中国の法的サンクシオンのあり方

- ・ 社会一般の人々の紛争認識(「民転刑」、すなわち民事的なものから刑事的なものへ激化する可能性を意識する紛争認識)
- ・ 「説理と心服」の物語を補完する意味での国家正義の維持

「綜合治理」

民事、行政、刑事の各種の手法の組み合わせ

強制的な手法と説得的な手法との組み合わせ

「懲罰と寛大を結合する政策」(寛嚴相濟)

2. 法的サンクシオンの態様の変化 刑事的サンクシオンの強化

1983年 第一次「嚴打(イェンダー)」(=重大な刑事犯罪活動については法によって迅速に重く厳しく打撃する)政策

1983年9月 「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者を厳しく処罰することについての決定」

「社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者について迅速に裁判を行う手続の決定」

1996年 第二次「嚴打」

1997年 刑法の全面的改正(現行刑法)

2001年 第三次「嚴打」

法定刑の大きな変更 「抑止」という名の威嚇刑論

中国社会における嚴罰化(重罰化)と犯罪の「抑止」との関係

- ・ 梁根林助教授(北京大学)の紹介
- ・ 胡雲騰教授(中国社会科学院,中国人民大学兼任)による1983年以降の故意殺人事件数やその量刑の分析

表1 故意殺人事件数の推移（1983年～2001年）

年代	受入件数	結審数	判決人数
1983	12,703	12,719	13,983
1984	8,016	8,182	8,205
1985	7,939	7,973	7,913
1986	8,817	8,797	8,783
1987	10,532	10,578	10,292
1988	10,455	10,362	9,893
1989	12,054	12,046	11,515
1990	13,999	13,924	13,735
1991	14,296	14,144	13,120
1992	14,209	14,242	13,534
1993	14,209	14,283	13,582
1994	14,115	14,084	13,628
1995	14,445	14,493	13,813
1996	18,601	18,424	17,124
1997	13,101	13,098	14,006
1998	14,213	14,218	14,430
1999	14,849	14,692	15,132
2000	15,861	15,862	15,696
2001	16,056	16,012	17,368

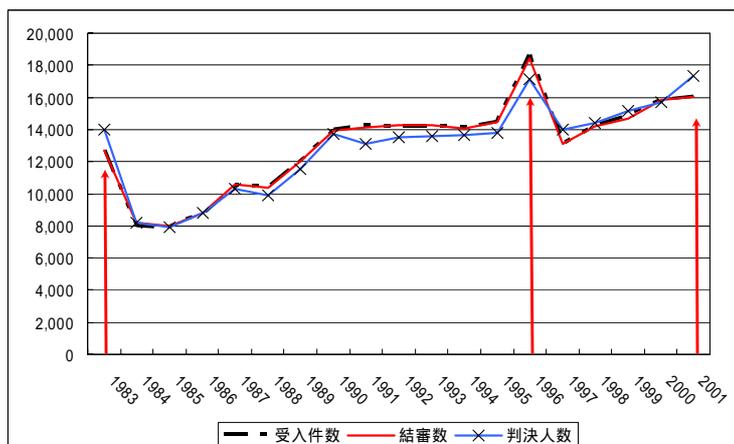


図1 故意殺人事件数の推移と厳打のタイミング

出典：胡雲騰（2002）「中国司法実践中的故意殺人罪研究 - 兼論死刑的特殊威懾力問題」

都市における「社区」(コミュニティ)の再編とその強化

1949年 隣保(保甲制度)の廃止

「居民委員会」という新たな末端の住民組織の設立

党や政府のさまざまな政策や法規の宣伝

治安維持、住民調停、公共衛生、公共事業、文化娯楽、生活保護、消防活動

「都市人民公社」の下部組織，政社合一の最末端政権組織へ

公安による治安維持活動や必要とされる社会支援活動などを補佐

居住空間を基礎にしたコミュニティと労働空間を基礎にしたコミュニティ(「単位」)

居民委員会は「単位」制による社会管理を補完するためのものへ

1990年代後半 民政事業の一環として、都市部を中心に、居住空間を基礎にした
コミュニティ、「社区」の再建設

1996年3月 「社区建設を強化し、街道弁事処、居民委員会の作用を十分に発揮する」

2000年11月 「全国における都市社区建設の推進に関する民政部の意見」

政治統合、公共サービス、民間調停、治安維持、政府協力、民意伝達

環境衛生、不動産管理、住民行政事務、困窮者救済、出産管理、料金徴収、

人口調査

補足：農村における「社区」の再編過程……費孝通やJ・C・オイなどの研究

「民間法」や農村における調停の研究

社会世論という非・法的サンクシヨンのフォーマル化

- ・ 法的サンクシオンと非・法的サンクシヨンの関係 - 補完的關係ではなく連動的關係
- ・ 「民憤」(社会世論)という非・法的サンクシヨンのフォーマル化

おわりに - コミュニティとサンクシオン論

主要な参考文献

陳興良主編(2004)『中国刑事政策検討 以「厳打」刑事政策為視角』中国檢察出版社

宇野重昭=鹿錫俊編(2005)『中国における共同体の再編と内発的自治の試み—江蘇省における実地調査から』国際書院